平成２９年（フ）第１４５６号
東京都立川市上砂町１丁目11番地26―615
債務者　木村　千晴
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１号
沖縄県沖縄市安慶田２丁目17番５号　Ｂ号室
債務者　松原　由香（旧姓花城・外間）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第１４３３号
東京都国立市北３丁目23番の18エステートピアアピカル国立11
債務者　河野　彩実（旧姓桒原）
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１４５３号
東京都府中市小柳町２丁目13番地の２小柳マンション403
債務者　大和田伸一
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２５１号
愛知県豊橋市多米中町３丁目１番地の１（４―205）
債務者　岡本　康之
1　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月16日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第２６４０号
横浜市金沢区富岡東４丁目５番46号　ボナール富岡201号
債務者　小林左代子
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９１９号
横浜市旭区笹野台２丁目12番５号　ツカサハイツ101
債務者　荒木　孝生
1　決定年月日時　平成30年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１０６号
長崎県佐世保市有福町536番地73　アートインシリウス１―202号
破産者　川尻奈緒美
1　決定年月日　平成30年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第５０５号
埼玉県川口市大字東本郷202番地の６、旧住所埼玉県川口市榛松２丁目30番35―403号
破産者　稲葉　博文
1　決定年月日　平成30年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８２７号
札幌市西区八軒７条西10丁目１番39号
破産者　鍋山　　諒
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１号
岩手県遠野市松崎町駒木13地割56番地３
破産者　菊池　文彦
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第８５号
仙台市青葉区水の森３丁目29番25号、従前の住所仙台市青葉区支倉町２番16―1108号
破産者　秋本　祐子
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７２６号
仙台市太白区柳生６丁目４番地の９　イリエール南仙台Ｉ―102、従前の住所宮城県名取市愛島台２丁目10番地の10
破産者　佐々木勝利
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８１０号
仙台市若林区若林１丁目４番７号　メゾンカルムＡ棟201
破産者　國枝　　崇
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２１号
宮城県石巻市成田字一本杉11番地１
破産者　北　　八重（旧姓梶原・佐藤）
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
宮城県石巻市吉野町１丁目１番15号、開始決定の住所宮城県石巻市渡波字沖六勺１番地101　市営沖六勺西復興住宅１―44号
破産者　嶺岸　貴博
1　決定年月日　平成30年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係